

第3章 海面最終処分場の廃止に係る要件と現行法令との関係性の確認

1. 調査目的

海面最終処分場の特異性・陸上処分場との相違点を考慮し、過去の調査において海面最終処分場の廃止に関連して提言された水位管理に係る基準及び手法、水質モニタリングに係る基準及び手法、周辺生活環境への影響に関する基準及び監視手法等について、廃棄物処理法及びその政省令との関係を確認することを目的とする。

2. 調査内容

過去の法令から海面最終処分場に関連する表現を抜粋・整理するとともに、廃止に係る要件と現行法令（主に廃棄物処理法及びその政省令）との関係について、下記の観点から整理した。

- ①水位管理に係る基準及び手法
- ②水質モニタリングに係る基準及び手法
- ③周辺環境への影響に関する基準
- ④監視手法

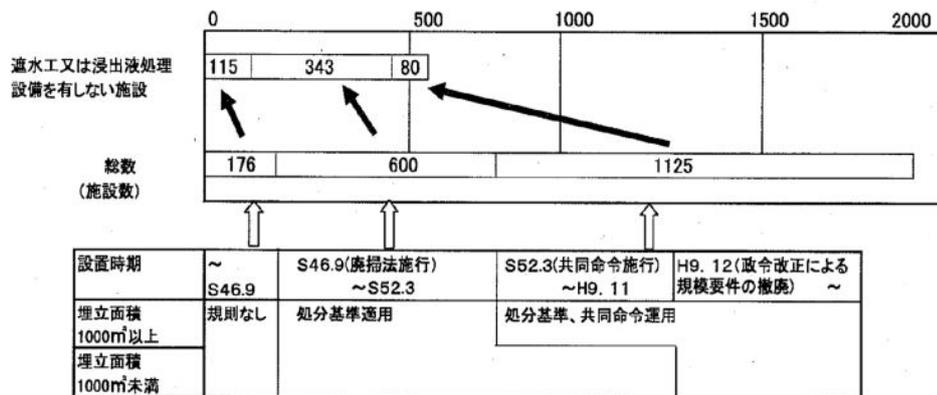
3. 調査結果

(1) 今回の調査で対象とした廃棄物最終処分場に係る法、基準等について

1) 過去の法律、及び現行法令における最終処分場の関係について

清掃法に始まる廃棄物関連法令と最終処分場との関係を調査した結果は図3-1及び以下に示すとおりである。

昭和46年の処分基準に始まり、昭和52年には基準省令（共同命令）が施行になった。また、平成9年12月の廃棄物処理法の改正により、廃止基準が全ての最終処分場に適用になり、翌年の平成10年10月の基準省令の改正により、具体的な最終処分場の廃止の確認を行うための基準の設定が行われた。



- * 処分基準(廃棄物処理法施行令第3条第3号口):
埋立処分の場所からの浸出液によって公共の水域及び地下水を汚染するおそれがある場合には、そのおそれがないように必要な措置を講ずること。
- * 共同命令(一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令)
埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、遮水工や浸出液処理施設等の措置が講じられていること。

資料：廃棄物政策概論 2008年版 (財)日本環境衛生センター

図 3-1 最終処分場の規制の変遷

①昭和 29 年 4 月 22 日 (清掃法律第 72 号) ~昭和 46 年 9 月 23 日

* 特徴：市街地区域を中心とする特別清掃地域内の汚物の処理の実施。法第 6 条において「埋立場」と定義。同政令第 2 条において、一層の埋立高さ (5m以内)、速やかに覆土をすることを規定。

②昭和 46 年 9 月 24 日 (廃棄物処理法施行) ~昭和 52 年 3 月 14 日：関連図書「廃棄物処理法の解説」昭和 47 年 3 月、旧厚生省環境整備課編、日本環境衛生センター (絶版) より

* 特徴：清掃法 (昭和 29 年法律第七十二号) の全部を改正する。処理処分を区分し、埋め立てる前の処理を中間処理、海洋処分や廃棄物の埋立処分を「最終処分」と位置づける。埋立処分基準が表記され、陸上埋立処分と水面埋立処分のほか旧坑道等の地下空間利用も付け加えられた。

③昭和 52 年 3 月 15 日 (共同命令施行) ~平成 9 年 11 月 30 日：関連する指針「廃棄物最終処分場指針解説」平成元年 3 月、厚生省水道環境部監修、全国都市清掃会議 (絶版)、「安定化監視マニュアル」平成元年 11 月 30 日。

* 特徴：「共同命令 (一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場

に係る技術上の基準を定める命令 埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するための次に掲げる措置（加筆留意点：遮水工や浸出液処理設備のこと）が講じられていること。（ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講じた一般廃棄物のみを埋め立てる埋立地についてはこの限りではない。）」等の基準にかかわる法令が施行された。

- ④平成 9 年 12 月 1 日（政令改正による規模要件の撤廃ほか）：環境省ホームページ（http://www.env.go.jp/recycle/kosei_press/h980616a.html）より

（注）ただし、平成 11 年 6 月 17 日より、処分基準が適用される。

*特徴：処分基準（廃棄物処理法施行令第 3 条第 3 号ロ）は埋立処分の場合からの浸出液によって公共の水域及び地下水を汚染するおそれがある場合には、そのおそれがないように必要な措置を講ずること。また、廃止基準が全ての処分場を対象にすることとなった。

- ⑤平成 10 年 10 月 16 日（基準省令）「**一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令**」：関連する図書「廃棄物最終処分場整備の計画・設計要領」平成 13 年 10 月、全国都市清掃会議

*特徴：(1) 廃棄物処理法に基づく最終処分場の構造・維持管理基準の強化・明確化、(2) 前年の廃棄物処理法改正により必要となった最終処分場の廃止の確認を行うための基準の設定を行う。

- ⑥平成 12 年 12 月 28 日 **廃棄物最終処分場性能指針**「生衛発 1903 号、[改定] 平成 14 年 11 月 15 日 環廃対 726 号」

*特徴：廃棄物の最終処分場は、その安全性や信頼性の向上を図りつつ、廃棄物処理施設を整備していくことが不可欠であるとの観点から、生活環境の保全上最低限満たすべき技術上の基準として、廃棄物処理法に基づき、**構造、維持管理及び廃止に関する基準**（以下「**基準省令**」という。）を定めているが、円滑かつ高度な廃棄物処理を推進することが強く求められているとともに、新技術の導入が速やかに行えるよう配慮する必要があることにかんがみ、基準省令と同等以上の能力を有する一般廃棄物最終処分場の性能に関する事項とその確認方法を示すものとする。なお、水面埋立処分の場合等において、基準省令に基づき設置が必要とされていない設備につ

いては、本性能指針により当該設備の設置を求めるものではない。また、安全で信頼性の高い最終処分場にするためには、この指針に適合するほか、事前の立地調査、施工管理及び維持管理等を適切に実施することが必要である。

⑦平成 16 年 4 月(法律施行令及び施行規則改正)

*特徴：廃棄物が地中にある土地で形質変更が行われることにより、生活環境保全上の支障が生じるおそれがある区域を都道府県知事等が指定を行い、その区域内での土地の形質変更は施行方法の基準に従い実施することと知事への事前の届出が義務づけられた

2) 上記「基準省令」に関する中央環境審議会報告の課題について（「審議会報告書」より抜粋）

「廃棄物処理基準等専門委員会報告」（平成 9 年 10 月）、生活環境審議会廃棄物処理部会、廃棄物処理基準等専門委員会の「第 2 最終処分場関係 2 管理型最終処分場及び一般廃棄物最終処分場」では、『管理型最終処分場及び一般廃棄物最終処分場（以下「管理型最終処分場等」という。）は、浸出水により公共用水域及び地下水を汚染するおそれのある廃棄物を処分する施設であるため、遮水工、浸出水集排水設備、浸出水処理設備等が適切に整備され、管理される必要がある。一方、管理型最終処分場等について、遮水シートの破損により地下水汚染等が生じるのではないかという不安感・不信感を解消しない限り、新たな施設の建設が非常に困難な状況となっている。そこで、管理型処分場等に関する基準については、遮水機能、浸出水処理、定期的な点検を強化するため、次のような見直しを行うべきである。なお、本報告書においては、陸上埋立地を想定して強化すべき基準を記述しているが、水面埋立地については立地条件が大幅に異なるので、その特性を踏まえつつ、同様の方向で見直しを行うべきである。』とされ、また、「4 最終処分場の廃止の基準」によれば、『なお、埋立跡地の大幅な改変を行っても生活環境保全上の問題が全く生じ得ない状態になるまで廃止させない基準を設定することには、施設の設置者に対して極めて長期間にわたる維持管理義務を課すことになるという問題がある。土地改変に伴う生活環境保全上の問題が生じないようにすることは、通常当該土地改変を行う者が責任をもって対応すべき問題であり、このような問題の未然防

止については、最終処分場に係る届出台帳制度を活用し、跡地の利用者が、廃棄物の種類や量、施設の維持管理の状況等適正な跡地利用に資する情報を容易に入手できるようにすることにより対処することが適当である。』とされるような課題も残っている。

3) その他の関連する法律、基準等

①水面埋立地の指定について（公布日：昭和54年10月15日環水企211・環整119（<http://www.env.go.jp/hourei/syousai.php?id=11000112>）

総則的事項：(1)指定は、公有水面埋立法(大正10年 法律第五七号)第二条第一項の免許又は同法第四二条第一項の承認(以下「免許」という。)を受けて埋め立てをする場合(以下「水面埋立地」という。)のうち、主として一般廃棄物又は令第七条第一四号ハに掲げる産業廃棄物(以下「管理型産業廃棄物」という。)の埋立処分の用に供される場合にあっては、生活環境保全上特段の配慮が必要とされるため、当該場所を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年 法律第一三七号。以下「法」という。)に規定する一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設として法に基づく所要の規制を行い、もって生活環境の保全を図ろうとするものであること。(略)

②近畿圏における一般廃棄物の広域処理の適正な推進について（公布日：昭和58年12月27日 環地計19号(厚生省環境衛生局水道環境部地域計画室長から近畿圏各府県一般廃棄物処理担当部(局)長あて)

廃棄物の広域処理の推進については、かねてより御尽力を願っているところであるが、近畿圏においては、広域臨海環境整備センター法に基づき、大阪湾広域臨海環境整備センター(以下「大阪湾センター」という。)が設立され、大阪湾センターでは、現在、事業の基本計画を作成しているところである。ついては、近畿圏における一般廃棄物の広域処理の適正かつ円滑な推進を図るため、左記の事項につき、広域処理対象区域に指定された貴管下の市町村(以下「関係市町村」という。)を指導されたい。(略)

③浚渫土砂の海洋投入及び有効利用に関する技術指針（平成18年6月国土交通省港湾局（「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年 法律第136号）」が平成16年5月に改正公布（平成19年4月施行）されたことに基づく技術指針）（略）

④港湾法改正、港湾の施設の技術上の基準を定める省令(平成 19 年 3 月 26 日)

運輸省令第 30 号(昭和 49 年)の全部を改正する。

廃棄物埋立護岸が港湾の技術基準の対象施設となり、その設計には性能規定が要求されると共に、港湾の技術基準に基づいた維持管理が求められるようになった。(略)

● 「港湾の施設の技術上の基準を定める省令(平成 19 年国土交通省令第 15 号)」(以下、「技術基準省令」という)

技術基準対象施設は、供用期間中にわたって要求性能を満足するよう、維持管理計画等に基づき、適切に維持される必要がある旨規定。(「技術基準省令」第 4 条第 1 項)

● 「技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示(平成 19 年国土交通省告示第 364 号)」(以下、「維持基準告示」という)

技術基準対象施設の維持管理計画等は、設置者が定めることを標準とし、対象施設の供用期間並びに予防保全を踏まえた維持管理についての基本的な考え方、計画的且つ適切な点検診断や維持工事等を、維持管理計画等に定める標準的な事項として規定。(「維持基準告示」第 2 条第 1 項及び第 2 項)

● 「港湾法施行規則の一部を改正する省令(平成 19 年国土交通省令第 19 号)」(以下、「施行規則」という)平成 19 年 4 月 20 日

技術基準の改正に伴い省令・告示で標準化(平成 19 年 4 月 20 日)

港湾の施設については、今後、施設量の増加とともに老朽化が進展し、維持・更新費用が増大することが見込まれる。このため、港湾の整備に当たっては、重点的、効果的かつ効率的に実施するとともに、維持・更新費用の最小化を図りつつ長期にわたって有効に活用していくことが不可欠である。そのためには、施設の変状や劣化による性能の低下を事前に防止する「予防保全型」の考えを導入した計画的な維持管理に転換することが重要。このため、技術基準の性能規定化に伴う省令改正を機に、省令・告示を整備した。

(2) 基準省令等への適合状況

1) 平成 10 年 6 月 16 日の基準省令施行前の海面最終処分場

現在、閉鎖・廃止を迎えつつある海面最終処分場は、平成 10 年の基準省令施行以前のものがある。また、これらの現行法以前の海面最終処分場は昭和 52 年の共同命令施行時以降の設計、施工によるものが多い。ただし、これらの海面最終処分場に対しても平成 10 年の基準省令のうち、廃止基準や維持管理基準は適用される事となっている。なお、この基準以外に関しては構造基準に対する適合条件もある。

昭和 52 年の共同命令施行当時の設計手法等は、(社)全国都市清掃会議の「廃棄物最終処分場指針解説」によるものとなっていた(通達「し尿処理施設構造指針及び廃棄物最終処分場指針の改訂について」、公布日：昭和 63 年 6 月 28 日、衛環 89 号より)。

2) 平成 10 年の基準省令施行後の海面最終処分場

平成 10 年の基準省令後に設計、設置された海面最終処分場については、この基準省令に基づく構造を有し、維持管理、運営を行っているのが現状である。また、閉鎖・廃止に係る要件の設定や跡地利用に係る計画も行っているのが現況である。なお、基準省令施行後には運輸省監修(財)港湾空間高度化センター発行(平成 12 年 11 月)の「管理型廃棄物埋立護岸設計・施工・管理マニュアル」(絶版)に沿った設計、施工、管理が行われてきていたが、現在は、港湾法等に基づく技術基省令、維持基準告示並びに(財)港湾空間高度化環境研究センター(平成 20 年 8 月)の「管理型廃棄物埋立護岸設計・施工・管理マニュアル(改訂版)」を基に管理等が行われ始めている。

(3) 海面最終処分場における除外規定について

本調査業務においては、海面最終処分場の閉鎖・廃止について検討を行う上で、前述の陸上処分場の廃止に対する詳細な検討を行った「廃棄物処理基準等専門委員会報告」(平成 9 年 10 月)の水面埋立地における課題を受け、政省令等における除外規定を浮き彫りにし、検討会における詳細な検討方針を決定する際の基礎資料とする。以下に各政省令における除外規定を示す。

3-1. 基準省令施行後の法律の除外規定

1) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の運用に伴う留意事項について（公布日：平成10年7月16日、環水企301・衛環63）

別表（略）---

＊＊産業廃棄物管理型最終処分場と一般廃棄物最終処分場はほぼ同構造のため以下の基準で検討した。

一般廃棄物の最終処分場の**構造基準**（第一条第一項）

一五 保有水等集排水設備（第五号ニ）

埋立地からの保有水等の浸出による公共の水域及び地下水の汚染のおそれがないよう、保有水等を有効に集め速やかに排除できる集排水設備を設置する必要があること。集排水設備としては、管渠又は蛇籠を埋立地の底面に敷設する等の工法がとられるが、埋立地の地形条件、保有水等の流出量等を考慮に入れて施工するとともに、スケール等による断面の縮小にも対応できるよう管路の径を十分に大きくとること。また、目詰まり防止のため管渠等のまわりに砕石等の被覆材を敷設することも有効であること。本文の括弧書は、水面埋立処分を行う埋立地にあつては、一般廃棄物の投入に伴い余剰となる保有水等を排出することが要求されるので、集水のための設備は必要ではなく、余水吐き、吐水ポンプ等の排水設備を設けなければならないことを規定していること。

一六 調整池（第五号ホ）

調整池は耐水構造とし、亀裂や漏水の生じるおそれのないものとする。調整池の容量は、保有水等集排水設備により集められる保有水等の量、浸出液処理設備の規模等を勘案して設定すること。ただし書は、保有水等の集水のための設備の設置を必要としない水面埋立処分を行う最終処分場又は排除した保有水等を下水道等に放流するための貯留槽が設けられている最終処分場にあつては、調整池を設置する必要がないことを規定したものであること。

（略）-----

一般廃棄物の最終処分場の**維持管理基準**（第一条第二項）

一〇 地下水等の水質検査（第一〇号柱書き）

地下水等の水質検査は、最終処分場の遮水工が機能し、周縁の地下水等の汚染が生じていないことを確認するためのものであること。水質検査を行う地下水は、最終処分場による地下水の水質への影響の有無を判断することができる二箇所以上の観測井又は地下水集排水設備により採取されたものとする。観測井は既存の井戸

を活用しても差し支えないこと。なお、地下水の流向が把握できる場合には、原則として、最終処分場の上流側及び下流側にそれぞれ観測井を設置し、双方の地下水の水質を比較することにより地下水の汚染を把握すること。括弧書は、水面埋立処分を行う最終処分場であってその周縁が水域の場合には、排水設備の周辺等を含む水域の二箇所以上を採取場所とすることを規定していること。ただし、水面埋立処分を行う最終処分場であっても、その周縁の一部又は全部が陸地である場合には、当該埋立地における水質検査については、陸上の埋立地と同様の考え方により採取場所を定めること。

一一 埋立処分開始前の地下水等の検査(第一〇号イ)

埋立処分開始前の地下水等の水質を把握し、埋立処分開始後の地下水等の水質と比較して水質の状況を評価できるようにするためのものであり、地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオン濃度のすべてを測定すること。電気伝導率及び塩化物イオン濃度は、汚染物質の混入に対する応答性がよいことから地下水等検査項目に加えて測定することとしたものであること。ただし、検査を行う地下水等の電気伝導率又は塩化物イオン濃度の測定値が高く、地下水等の水質の悪化の状況を的確に把握できないと判断される場合にあっては測定を省略しても差し支えないこと。このような場合に該当するものとしては、海面埋立処分を行う最終処分場等があること。

一八 浸出液処理設備の維持管理(第一四号)

浸出液処理設備の機能を点検し、損壊、機能不良、薬剤不足等が判明した場合は、補修、改良、補充等を行うこと。また、放流水の水質検査の結果、排水基準等を超えていれば、直ちに放流を中止し、その原因を調査するとともに必要な措置を講じること。この場合、浸出液の量や質の予測不備、異常出水時対策や調整機能の欠如、容量不足、処理方式の不適合等に起因することが多いので、これらの点に留意すること。水質検査の頻度は、排水基準等に係る項目のうち、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、浮遊物質及び窒素含有量(以下「水素イオン濃度等」という。)を除く項目にあっては一年に一回以上とし、水素イオン濃度等にあっては一月に一回以上、また、排水基準等に係る項目であって維持管理計画にその測定頻度が規定されている場合はその頻度とするが、水質検査の結果についてその前に行った検査の結果と比較して大きく濃度が上昇しているなど変動が見られる場合にあっては、適宜頻度を増やすこと。なお、水素イオン濃度等のうち埋め立てる一般廃棄物の性状等に照らし、公共の水域等の汚染が生ずるおそれがないことが

明らかな項目に係る水質検査の頻度については、一年に一回以上とできること。

(略) -----

一般廃棄物の最終処分場の**廃止基準**(第一条第三項)

特に除外規定なし。

2) 廃棄物最終処分場の性能に関する指針について (公布日：平成 12 年 12 月 28 日、生衛発 1903 号、改定；平成 14 年 11 月 15 日 環廃対 726 号)

別表

廃棄物最終処分場性能指針

第一 総則

廃棄物の最終処分場は、その安全性や信頼性の向上を図りつつ、廃棄物処理施設を整備していくことが不可欠であるとの観点から、生活環境の保全上最低限満たすべき技術上の基準として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、**構造、維持管理及び廃止に関する基準**(以下「**基準省令**」という。)を定めているところであるが、円滑かつ高度な廃棄物処理を推進することが強く求められているとともに、新技術の導入が速やかに行えるよう配慮する必要があることにかんがみ、基準省令と同等以上の能力を有する一般廃棄物最終処分場の性能に関する事項とその確認方法を示すものとする。なお、水面埋立処分の場合等において、基準省令に基づき設置が必要とされていない設備については、本性能指針により当該設備の設置を求め
るものではない。

(略)-----

第四 廃棄物最終処分場

3 保有水等の集排水(水面埋立処分を除く。)

(1) 性能に関する事項

埋立地内の保有水等を有効に集め、速やかに排出する能力を有すること。

(2) 性能に関する事項の確認方法

設計図書及び使用する材料・製品の仕様等により、以下の事項の適正を確認すること。

ア 既往日降水量の最大降水月における一日平均降水量等の計画した降水強度により埋立地内の水位が 50 cm 以下になること。

イ 準好気性埋立構造の埋立地にあつては、既往日降水量の最大降水月における一日平均降水量等の計画した降水強度により保有水等集排水設備内に空気が通

気可能な空間を確保できる管径等を持ち、管きよ等の端部が大気に開放されていることを確認すること。

(略) -----

3-2. 基準省令施行前、共同命令施行後の除外規定について

1) し尿処理施設構造指針及び廃棄物最終処分場指針の改訂について（公布日：昭和 63 年 6 月 28 日、衛環 89 号、改定：平成 4 年 2 月 7 日 衛環 45 号、平成 5 年 4 月 1 日 衛環 116 号 平成 9 年 8 月 29 日 衛環 235 号）

II 最終処分場指針、§1 一般的事項、5. 6 防災設備、(1) 一般廃棄物処理施設：一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所であって、その面積が 1,000 m²以上のもの（水面埋立地にあつては、主として一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所として環境庁長官及び厚生大臣が指定する区域であつて、その面積が 1,000 m²以上のものに限る。）

3-3. 他の関連する法律や基準における除外規定について

1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 法律第 137 号。以下「法」という。同様に、廃棄物処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則を、以下「令」、「規則」という。）に基づく、「廃棄物が地下にある土地の形質の変更」

○廃棄物処理法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号、一部改正 平成 17 年環境省令第 7 号）（令第十三条の二の環境省令で定める埋立地）

第十二条の三十一 令第十三条の二第三号イの規定による環境省令で定める埋立地は、次のとおりとする。

(略) ----

二 前号に掲げるもののほか、市町村若しくは法第七条第十二項に規定する一般廃棄物処分業者（埋立処分を業として行う者に限る。）により一般廃棄物の埋立処分の用に供された場所（自らその事業活動に伴って生じた一般廃棄物を処分する用に供するものを除くものとし、法の施行前に埋立処分が開始されたものにあつては、法の施行の際現に埋立処分の用に供されていたものに限る。）であつて廃止された

もの又は市町村、法第十四条第十二項に規定する産業廃棄物処分業者若しくは法第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者（埋立処分を業として行う者に限る。）により産業廃棄物の埋立処分の用に供された場所（自らその事業活動に伴って生じた産業廃棄物を処分する用に供するものを除くものとし、法の施行前に埋立処分が開始されたものにあつては、法の施行の際現に埋立処分の用に供されていたものに限る。）であつて廃止されたものに係る埋立地（公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許又は同法第四十二条第一項の承認を受けて埋立てをする場所にあつては、令第五条第二項又は第七条第十四号ハに基づく環境大臣の指定を受けたものに限る。）。

(略) -----

(以下、同ガイドラインより抜粋)

6.4 地下水集排水設備等の機能維持：水面埋立地等で地下水管がない場合は対象外とする。

2) **土壌汚染対策法**（平成14年法律第53号。公布：平成14年5月29日、施行：平成15年2月15日）

(略) -----

② 調査の命令の対象とならない土地でないこと

ア. 汚染の除去等の措置が講じられている土地でないこと

法第7条第4項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられている土地は、調査の命令の対象とはならないこととした（令第3条第2号イ）。

例えば、地面が適切に舗装又は覆土されている土地は、地下水を經由した健康被害のおそれがある場合を除き、調査の命令の対象とならないこととなる。「措置が講じられている」とは、措置を自主的に行った場合のほか、措置としてではなく行った舗装等の行為により結果的に法第7条第4項の技術的基準に適合することとなった場合を含む。また、措置を実施中や計画中の場合も含まれるが、これは、調査命令の必要性を判断する端緒となった時点で実施中又は計画中であることを要し、例えば、調査命令が発出される可能性があることを知った後に措置を実施又は計画した場合は含まれない。

なお、法施行前に自主的に行われた措置については、都道府県と協議の上、調査・対策指針に則って講じたものであれば、基本的に、法第7条第4項の技術的基準に適

合するものと認められる。

また、法第7条第4項の技術的基準においては、一定の基準に従い廃棄物埋立護岸において造成された土地であって、港湾管理者が管理するものについては、措置が講じられているものとみなす旨の規定（規則第29条）があるため、そのような土地は調査命令の対象とならない。

(6) 土壤汚染状況調査の方法

2. 土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査

(1) 趣旨（略）

(2) 調査の対象となる土地の基準

調査の命令の対象となる土地は、当該土地において土壤汚染が存在する蓋然性が相当程度高く、かつ、汚染土壤に対する人の暴露の可能性があることを要することとした（令第3条第1号）。また、既に汚染の除去等の措置が講じられている土地、鉱山の敷地等については、調査の命令の対象とならないこととした（令第3条第2号）。

「土壤環境基準が適用されないこととなっている土壤」とは、廃棄物最終処分場の跡地が埋立等の終了の後も引き続き一般環境から区別されている場合等である。

(略) -----

3) 廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成 18 年 9 月）

最終処分場に関する生活環境影響要因と生活環境影響調査項目との関連を整理し、生活環境影響調査項目を選定する。最終処分場は、そこで処分する廃棄物の種類の違いにより「管理型」、「安定型」及び「遮断型」の3つの種類に分けられる。それぞれの施設毎の標準的な項目の例を表3-1に示す。

表 3-1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

管理型：○、安定型：◎、遮断型：●

調査事項	生活環境影響調査項目	施設からの浸透水の流出、または浸出液処理設備からの処理水の放流		最終処分場の存在		施設（浸出液処理設備）の稼働	埋立作業	施設（埋立地）からの悪臭の発生	廃棄物運搬車両の走行
		陸上埋立	水面埋立	陸上埋立	水面埋立 ^(注1)				
大気環境	粉じん						○◎		
	二酸化窒素 (NO ₂)								○◎●
	浮遊粒子状物質 (SPM)								○◎●
	騒音						○	○◎●	
	騒音レベル						○	○◎●	
振動	振動レベル						○	○◎●	
	悪臭							○●	
水環境	生物化学的酸素要求量 (BOD)	○							
	化学的酸素要求量 (COD) ^(注3)	◎ ^(注2)			○				
	全りん (T-P)	○	○		○				
	全窒素 (T-N) ^(注4)	○	○		○				
	ダイオキシン類	○	○						
	浮遊物質量 (SS)	◎ ^(注2)	○						
	その他必要な項目 ^(注5)	○	○						
地下水	地下水の流れ			○◎	●				

注1) 水面埋立の処分場においては、処分場の存在そのものが潮流の変化に影響を及ぼす恐れがある場合であって、その影響を考慮する時には、化学的酸素要求量 (COD)、全りん (T-P) 及び全窒素 (T-N) を調査項目として取り上げる。

注2) 安定型最終処分場については、浸透水が表流水系に放流される場合に限る。

注3) 化学的酸素要求量 (COD) を含む浸出液処理水を、後述する調査対象地域の水域に放流する場合、又は COD を含む浸透水が後述する調査対象地域の水域に放流される場合には、COD を調査項目として取り上げる。

注4) 全りん (T-P) 及び全窒素 (T-N) を含む浸出液処理水を、後述する調査対象地域の水域に放流し、かつ当該水域に環境基準もしくは排水規制が実施されている場合には、全りん (T-P) 及び全窒素 (T-N) を調査項目として取り上げる。

注5) その他必要な項目とは、処理される廃棄物の種類、性状及び立地特性を考慮して、影響が予測される項目である。水道水質基準項目及び環境基準の健康項目があげられる。

4. まとめ

以上、廃棄物最終処分場に関連する法規制等の経緯を示すと、表 3-2、及び以下のようにまとめられる。

現廃棄物処理法においては、昭和 52 年の「基準省令（廃棄物最終処分場の構造、維持管理及び廃止に関する基準）、平成 10 年の「廃止の確認を行うための基準の設定」及び平成 17 年の「指定された土地の形質変更」が廃止等に関する本調査に関連した主な法制度の対象となる。

その他「廃棄物最終処分場の性能に関する指針」「生活環境影響調査指針」等もこれら現法制度下に作成されており、基準省令を見直しする場合には、修正が必要になる。

また、その他関連する法律、基準等として、公有水面埋立法、海洋汚染防止法、港湾法がある。

表 3-2 廃棄物最終処分場に関連する法規制等の経緯

年月日	関連法律	規制等の概要
S29. 4. 22	清掃法の制定	法第 6 条において「埋立場」と定義。同政令第 2 条において、一層の埋立高さ（5m以内）、速やかに覆土をすることを規定。
S46. 9. 24	廃掃法の施行	海洋処分や廃棄物の埋立処分を「最終処分」と位置づける。埋立処分基準が表記され、陸上埋立処分と水面埋立処分のほか旧坑道等の地下空間利用も付け加えられた。
S48. 7. 17	港湾法により廃棄物埋立護岸の制度	廃棄物埋立護岸の制度が加えられた。
S52. 3. 15	共同命令の施行	廃掃法に基づき、廃棄物最終処分場の構造、維持管理及び廃止に関する基準（以下「基準省令」という。）を定める。
S54. 10. 15	公有水面埋立地の指定	公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）の免許又は同法第 42 条第一項の

		承認(以下「免許」という。)を受けて埋立てをする場合(以下「水面埋立地」という。)のうち、主として一般廃棄物又は管理型産業廃棄物の埋立地にあつては、生活環境保全上特段の配慮が必要とされるため、当該場所を廃清法に規定する処理施設として指定する。
H4. 7. 3	廃止の届出制度(厚令 46)	前年の法律改正により廃止の届出が制度化された。
H10. 10. 16	廃止の確認制度	廃掃法に基づく最終処分場の構造・維持管理基準の強化・明確化、前年の廃棄物処理法改正により必要となった最終処分場の廃止の確認を行うための基準の設定を行う。
H17. 4	指定区域制度	廃棄物が地中にある土地で形質変更が行われることにより、生活環境保全上の支障が生じるおそれがある区域を都道府県知事等が指定を行い、その区域内での土地の形質変更は施行方法の基準に従い実施することと知事への事前の届出が義務づけられた。
H19. 3. 26	港湾法改正(港湾の施設の技術上の基準を定める省令)	廃棄物埋立護岸が適合性確認制度の対象になるとともに、施設の変状や劣化による性能の低下を事前に防止する「予防保全型」の考えを導入した計画的な維持管理の考え方に転換。

